

## 賛助会員に関する規程

### （目的）

第1条 この規程は、一般社団法人日本調査業協会（以下「本協会」という。）定款第5条の規定に基づき、本協会の賛助会員に関する必要な事項を定めるものである。

### （定義）

第2条 賛助会員とは、この法人の事業を賛助するために、本協会に入会した同一業界以外の個人又は団体。ただし、国外賛助会員に於いてはこの限りではない。

### （入会手続き）

第3条 賛助会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を本協会会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

### （入会金・会費）

第4条 賛助会員の入会金及び会費については、別に定める会費納入規程第2条第2項の規定に準ずる。

### （入会金・会費の納入）

第5条 賛助会員の入会金及び会費の納入については、別に定める会費納入規程第3条第3項の規定に準ずる。

### （退 会）

第6条 賛助会員の退会については、本協会定款第7条に定める規定に準ずる。

### （除 名）

第7条 賛助会員の除名については、本協会定款第9条に定める規定に準ずる。

### （抛出金品の不返還等）

第8条 賛助会員が退会又は除名された場合は、既に本協会に納入した会費、その他の搬出金の取り扱いは、本協会定款第11条の規定に準ずる。

### （権 利）

第9条 賛助会員は、理事会の決するところにより、本協会の各種行事の実施に際し、利便の提供を受けることができる。

2 賛助会員は、本協会が発行する会報等を受領することができる。

### （義務及び職務）

第10条 賛助会員は、本協会の事業に協力し、本協会が定める諸規程を遵守する義務を有する。

2 賛助会員は、本協会定款の目的に添って実施される事業に対して、本協会から賛助の要請を受けた場合は、応分の賛助に協力するものとする。

(細 則)

第11条 この規程の実施に関する必要な事項は、本協会会長が別に定める。

## 附 則

	施行／改訂 年月日		会 議	開催年月日
1	平成26年4月1日	施行	一般社団法人 設立総会	平成26年3月6日
2	平成27年6月19日	改訂	平成27年度 第1回 理事会	平成27年6月19日
3	平成28年2月20日	改訂	平成27年度 第2回 臨時理事会	平成28年2月20日
4	平成29年4月1日	改訂	平成29年度 第4回 理事会	平成29年3月23日
5	平成29年5月19日	改訂	平成29年度 第1回 理事会	平成29年5月19日
6	令和3年5月28日	改訂	令和3年度 第33-06号 書面決議	令和3年5月24日